



山形県公報

平成25年10月25日（金）
第2490号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定管理者の指定……………（県民文化課）…1153
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 指定管理者の指定……………（都市計画課）…1154
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）… 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………1156

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会 計 局）…1157
- 一般競争入札の公告……………（河北病院）… 同

## 告 示

### 山形県告示第968号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、置賜文化ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 置賜文化ホール
- 2 指定した団体 米沢市金池五丁目2番25号  
米沢市
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 山形県告示第969号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画（維持管理）の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
東部土地改良区

## 2 認可年月日

平成25年10月10日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第970号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、中山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 中山公園
- 2 指定した団体 寒河江市緑町227番地の1  
青山建設株式会社
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**山形県告示第971号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年9月20日 指令置総建第42号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第二工区  
南陽市柵塚字北谷地931番1、932番1、926番1先道路の一部、926番1先水路の一部、926番1先堤塘の一部、929番先堤塘の一部、938番先堤塘の一部、938番先水路の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市柵塚948番地の1  
社会医療法人公徳会

**教育委員会関係****規 則**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭**山形県教育委員会規則第11号****教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 学力及び実務の検定について免許法附則第19項の規定の適用を受ける教育職員免許状の検定を願い出る者は、第3条第1項の表第3項提出すべき書類の欄第1項、第3項及び第5項から第9項までに規定する書類、保育士証とその写し及び学校又は指定保育士養成施設の卒業証明書（学士の称号を出願の要件とする者については、その学位が明記されている証明書であること。）並びに実務に関する証明書（附則別記様式）を授与権者に提出しなければならない。

附則の次に附則別記様式として次の様式を加える。

附則別記様式

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名

年 月 日生

|                                     |            |                    |         |                             |     |
|-------------------------------------|------------|--------------------|---------|-----------------------------|-----|
| 受けようとする<br>免許状の種類                   |            |                    |         |                             |     |
| 基礎資格                                |            | 取得年月日              | 年 月 日   |                             |     |
| 勤務の場所<br>(施設名)                      | 職 名        | 期 間                | 職 務 内 容 | 長期休暇、退職等により<br>職務に従事しなかった期間 |     |
|                                     |            |                    |         | 理 由                         | 期 間 |
| 施設名                                 |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで |         |                             |     |
| ※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設名をすべて記載すること。 |            |                    |         |                             |     |
| 認可等年月日<br>年 月 日                     |            | 実労働時間              | 時間      |                             |     |
| ※認可外保育施設の場合は設立年月日を記載すること。           |            |                    |         |                             |     |
| 所在地                                 |            |                    |         |                             |     |
| 電話番号<br>( )                         |            |                    |         |                             |     |
| 実務の<br>評価                           | 実務証明責任者の所見 |                    |         |                             | 判 定 |
|                                     |            |                    |         |                             |     |

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

施設名

実務証明責任者

㊤

- 注意 1 「職務内容」の欄には、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。
- 2 「実務証明責任者の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌事務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。
- 3 判定は、所見等から総合的に判定して、優・良・可の3段階とすること。
- 4 この証明書は、実務証明責任者において厳封すること。
- 5 複数の施設における勤務期間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書を作成すること。

別記様式第1号中「に該当する」を「又は第3号に該当する」に、「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

別記様式第5号中「第63条第2項」を「第63条第2項若しくは第3項」に、「に該当する」を「又は第3号に該当する」に、「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成25年10月25日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

平成25年12月1日から平成26年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

### 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成26年2月25日まで縦覧に供する。

平成25年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄新町ショッピングセンター  
新庄市新町581番地1号外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社LIXILビバ 埼玉県上尾市上298番地の1  
代表取締役 豆成勝博  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号  
代表取締役 小倉利之
- 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 中 央 市 場 | 午前9時    | 午後8時50分 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 午前9時    | 午後8時50分 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻      | 閉 店 時 刻      |
|-----------------|--------------|--------------|
| 有 限 会 社 中 央 市 場 | 午 前 9 時      | 午 後 8 時 50 分 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 午 前 6 時 10 分 | 午 後 8 時 50 分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

平成25年10月5日

5 届出年月日

平成25年10月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年2月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 969台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720

3 落札者を決定した日 平成25年7月4日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号

5 落札金額 83,223,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年5月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム（生体情報管理）整備及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月25日

山形県立河北病院長 多 田 敏 彦

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室

(2) 日時 平成25年11月18日（月）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム（生体情報管理）整備及び保守業務一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約の日から平成26年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立河北病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
  - (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (4) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
  - (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
  - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、(1)又は(2)により落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県立河北病院は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県立河北病院の行う調査に協力することとする。
  - (4) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 一連の調達契約に係る事項

(1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期

イ 山形県立河北病院総合医療情報システム（自科検査ファイリング）整備及び保守業務 一式  
平成25年11月

ロ 山形県立河北病院総合医療情報システム（生体情報管理：手術部門）整備及び保守業務 一式  
平成25年11月

(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成25年 6月18日

10 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を、平成25年11月 8日（金）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of the management system of Patient Monitoring that is connected to the Comprehensive Medical Information System of Kahoku Prefectural Hospital: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 18, 2013

(3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131

平成25年10月25日印刷  
平成25年10月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056